

日金協(会)第 29-50 号
平成 29 年 9 月 21 日

協会員各位

日本貸金業協会
会長 山下 一

銀行カードローンの保証業務に関するお願い

謹啓

協会員の皆様におかれましては、平素より協会活動に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

貸金業法改正から 10 年が経過し、協会員の皆様の法令遵守への真摯な取り組みにより、多重債務者数が減少するとともに、業界の健全化も大きく進捗したと認識いたしております。

一方、ここ数年貸付残高を大きく伸ばした銀行等の預金取扱金融機関による消費者向け無担保貸付け、いわゆる「銀行カードローン」について、多重債務問題の再燃を懸念する指摘がなされ、本年 3 月には「全国銀行協会」が貸金業法の趣旨を踏まえた広告の実施、審査態勢等の整備を徹底する旨の申し合わせを行っております。

当該申し合わせには保証業務を行う貸金業者にも関わる内容が含まれていることから、当協会では既に平成 29 年 6 月 30 日付け「日金協(会)第 29-28 号」文書で、銀行カードローンの保証を行う大手協会員の皆様に対し、提携金融機関との審査方針等の協議をするなど深度あるコミュニケーションに努め、適切な対応を行うようお願いしたところでございます。

今般あらためて、銀行カードローンに限らず債務の保証業務を行っているすべての協会員様に、多重債務防止の観点から、適正与信のための審査態勢や与信管理等について、提携先金融機関との充分なご調整をしていただきますようお願いする次第でございます。

敬白

日金協(会)第 29-28 号
平成 29 年 6 月 30 日

協会員各位

日本貸金業協会
会長 山下 一

銀行カードローンの保証に関する対応について

銀行カードローンに関する全国銀行協会(以下、全銀協)の取組につきましては、全銀協のホームページ等で既にご存知のことと思われませんが、銀行カードローンの保証を行っている各協会員様におかれましては、提携先金融機関とのご調整を適宜実施されていることと存じます。

本件につきましては、4 月 26 日に実施された当協会と金融庁との意見交換会の場において、金融庁から、全銀協の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」において、「信用保証会社と審査方針等を協議するよう努める」ことが示されたことを踏まえ、銀行カードローンの保証を行う貸金業者においては、提携金融機関と審査方針等を協議するなど深度あるコミュニケーションに努めていただきたい旨の発言がありました。

また、6 月 12 日に開催されました「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」でも、銀行カードローンに関する対応が取り上げられております。

各協会員様におかれましては、多重債務の発生抑制の趣旨や顧客保護等の観点
を踏まえ、提携金融機関との審査方針等を協議するなど深度あるコミュニケーション
に努めていただき、適切な対応をお願いいたします。

1. 貸金業者の経営実態の把握

- 貸金業者からの借入による多重債務者数は引き続き減少傾向にあり、また、貸金業者の取立をはじめとする問題は指摘されていない。業務の健全性については、大きな問題が生じているとは考えていない。
- 貸金業者の財務に関しては、利息返還に関する金額は減少傾向が続いているものの、減少ペースは鈍く、依然として経営上の負担となっていると認識している。
- 本年3月に行われた全国銀行協会の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」において、「信用保証会社と審査方針等を協議するよう努める」ことが示されたことを踏まえ、銀行カードローンの保証を行う貸金業者においては、提携金融機関と審査方針等を協議するなど深度あるコミュニケーションに努めていただきたい。

2. ギャンブル依存症対策

- 昨年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が成立し、本年3月、関係閣僚会議において、「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」がとりまとめられた。
- 「論点整理」において、多重債務問題に関する相談体制の強化や貸金業協会が運営するギャンブル等依存症に対応した貸付自粛制度の整備・活用促進等の取組みが盛り込まれたところであり、関係規則の整備や幅広い制度の周知等に向けた対応を進めていただきたい。

(以上)

平成 29 年 3 月 16 日

銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ

一般社団法人全国銀行協会

銀行による消費者向け貸付けについては、改正貸金業法の適用対象外であるものの、金融庁の「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等において、同法における多重債務の発生抑制の趣旨や顧客保護等の観点を踏まえた態勢の整備が求められている。

また、同指針では、貸金業者による保証を付した銀行による貸付けについても、顧客保護やリスク管理の観点から、同様の態勢整備が求められている。

昨今、銀行カードローンの残高が増加していることを受け、当協会は、銀行による消費者向け貸付けについて、改正貸金業法の趣旨を踏まえた広告等の実施および審査態勢等の整備をより一層徹底するよう、下記のとおり申し合わせる。

各会員銀行は、金融仲介機能を担う銀行の社会的使命を改めて認識し、本申し合わせを踏まえ、引き続き健全な消費者金融市場の形成に資するよう努めていく。

記

1. 配慮に欠けた広告・宣伝の抑制

銀行は、消費者向け貸付けに関する広告・宣伝を実施する場合、改正貸金業法の趣旨を踏まえて適切な表示等を行うよう努める。

例えば、銀行カードローンが改正貸金業法による総量規制の対象外であることや、高額の借り入れであっても年収証明書が不要であることを強調するなど、銀行による貸付けがお客さまにとって過剰な借り入れとならないための配慮に欠けた表示等を行わないよう努める。

また、広告・宣伝の中でお客さまの過剰な借り入れに対して注意喚起を行っていく等、多重債務の発生抑制にも努める。

2. 健全な消費者金融市場の形成に向けた審査態勢等の整備

各会員銀行は、消費者向け貸付けに際し、利用者利便と顧客保護の両面に十分配慮し、消費者向け貸付けがお客さまにとって過剰な借り入れとならないよう、例えば以下の点に留意するとともに、各行がそれぞれの事情に応じた創意工夫によって、健全な消費者金融市場の形成に向けた審査態勢等を構築するよう努める。

- (1) 年収証明書や自ら保有するお客さまの情報等によって、お客さまの収入状況や返済能力をより正確に把握することに努める。例えば、改正貸金業法上、自社で50万円超または他社借入を含めた総額で100万円超の貸出審査には年収証明書が必要とされていることにも留意する。
- (2) 貸付け審査にあたり、信用情報機関の情報等を活用するなどして、自行・他行カードローン、貸金業者の貸付けを勘案して返済能力等を確認するよう努める。
- (3) 信用保証会社による代弁率や応諾率の推移、年収に対する借入の状況と代弁率との相関関係等を定期的に分析・把握し、審査の適切性について信用保証会社と深度あるコミュニケーションに努める。例えば、個人の年収に対する借入額の比率を1/3以内に制限する総量規制の効果として、多重債務の発生が一定程度に抑制されている状況等を踏まえ、銀行カードローンにおいても、個人の年収に対する借入額の比率を意識した代弁率のコントロール等を行うべく信用保証会社と審査方針等を協議するよう努める。
- (4) 貸付け実施後においても、お客さまの状況等に応じて、定期的に信用状況の変動の把握に努める。

以 上